

医政発0330第6号
平成30年3月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について

標記については、別紙「実践的な手術手技向上研修設備整備事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

実践的な手術手技向上研修設備整備事業実施要綱

1. 目的

近年、医療安全への社会的な関心が高まるとともに、医療技術の高度化に伴い、外科医の手術手技の修練として、シミュレーターや動物等を使用して十分な修練を行うことが求められている。

しかし、より先進的で高度な手術手技は臨床で経験する機会が少なく、複雑な解剖学的構造を有する部位の手術のトレーニングは人体との解剖学的差異から模型や動物等を用いることが難しい場合もある。

このため、海外では幅広く行われている遺体を使用した手術手技向上のための研修（サージカルトレーニング）を我が国においても実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村等及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業内容

実践的な手術手技向上のための研修（サージカルトレーニング）を実施するために必要な設備整備

4. 補助条件

本事業の対象となる施設については、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 手術手技向上のための研修で、都道府県における中核的な役割を果たしていること。
- (2) 日本外科学会・日本解剖学会が示している「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を遵守した研修実施体制が確保されていること。